

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）第9条第2項に基づき、琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方および県民政策コメント等を踏まえた条例案要綱の修正を公表します。

令和2年（2020年）11月

滋 賀 県

公表資料

- 1 「琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱」に対して提出された意見・情報とこれらに対する県の考え方について
- 2 琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和2年(2020年)9月10日(木)から令和2年(2020年)10月9日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱についての意見・情報の募集等を行った結果、5名(団体)の方から、6件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等に対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

2 提出された意見・情報の内訳

意見・情報の概要	件数
前文 ※	1
第2(定義)	1
第10(環境に配慮した森林施業等の推進) ※	1
第17(農山村の活性化) ※	1
その他(全般について)	2
計	6

注 ※印は、追加または改正を行おうとする条項

番号	箇所		備考	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
1	前文		※	<p>「県土の保全や地球温暖化の防止などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。」とあるが、この前文の前後か文中に下記内容を追加するべきである。</p> <p>追記内容の例 「森林を伐採して地面に太陽光発電設備を設置する場合 県または市町がその影響について精査して可否を判断することが望ましい。」 太陽光発電設備の設置認可については市町や県がその規模や国土利用計画、森林計画、都市計画、景観計画、及び市町の太陽光発電設備の設置規則などにより行われている。現在 県下各地で森林を伐採して太陽光発電設備の地面への設置が始まっている。本条例で大きな方向性について太陽光発電設備の設置についての注意を促すべきである。諸外国では 建物の上部・側面以外に太陽光発電パネルを設置しないという例もある。</p>	<p>御意見の内容については、森林法に規定する林地開発許可制度に基づき判断されるものであることから、本条例に規定せず原案のとおりとします。</p> <p>※森林法第10条の2(開発行為の許可)概要 地域森林計画の対象となつている民有林において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>
2	第2	(2)		<p>森林の多面的機能の定義について、「レクリエーション機能」と「文化機能」についても記載されてはどうか。</p> <p>県は都市と農山村の間の交流を促進されるとあるが、農山村地域に来ていただく目的や地域の魅力として、農山村地域の自然環境や地域資源などを活用したレクリエーション活動、或いは農山村地域に伝承されている行事や歴史・史跡などの文化要素があり、いずれも森林の多面的機能の一つであることから、明記されることを提案する。</p>	<p>条例の前文において、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう健全な姿で未来に引き継ぐという本県の森林づくりに対する姿勢を明らかにしています。</p> <p>水源のかん養などの機能は、本条文で定義された「森林の有する多面にわたる機能」の事例として掲げているものであり、御指摘の「レクリエーション機能」や「文化機能」も、これに含まれるものと考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
3	第10	(4)	※	<p>「倒木による被害を防止し、また軽減するために必要な措置」について、ライフラインを保全するための事前伐採に対して、県民税を財源としたメニューの新設を想定されているか。</p>	<p>「ライフラインを保全するための事前伐採」は、本条文の「必要な措置」の具体的な施策と考えられるため、御意見を参考とさせていただきます。検討を進めてまいります。</p>
4	第17		※	<p>農山村地域と都市の交流を促進することに留まらず、農山村地域においては、人材の育成や確保が重要かつ各事業の前提となることから、人材確保などの必要不可欠な基礎的な部分の視点についても記載されたい。</p> <p>県は「農山村の活性化を図るため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずる」とされている。しかしながら、地域資源の活用には、活用できる人材が不可欠となるが、農山村地域に存在する集落では、人材は高齢化しており、交流事業につなげられる人材(プレーヤーやコーディネーター等)はほとんど見当たらない。人材がいない地域では、県としても交流が促進できないと考えられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、県としてはどのようにして農山村地域の集落住民に経済効果をもたらすことを考えておられるのか。また、県の施策には「地域資源の活用」を支援する措置はあると思われるが、この条文にはその部分が県の役割として明記されていないことから明文化を提案するもの。</p>	<p>御意見の内容は条文の「必要な措置を講ずる」に含まれるものであることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお具体的な施策については、本条例第9条に基づく「琵琶湖森林づくり基本計画」において検討を進めてまいります。</p>

番号	箇所	備考	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
5	その他		<p>条例に追加・変更されようとしている内容は、県内の林政ニーズに合致した内容だと思います。改正条例に基づいて、具体的な施策が推進され成果に結びつけられることを期待します。</p> <p>県産材利用の一層の促進、山村振興、防災が重要テーマと推察します。民間では担い難い、行政だからできるサービスは長期的な視点によるインフラ整備だと思います。県産材利用でいえば需要創出に加えて(場所を選んで)生産基盤たる恒久的な路網の整備推進を、防災であれば(森林面積は微減しますが)ライフライン保全のための予防的な伐採を後押しする施策を、またこれらを効率的に進めるための情報基盤(航測データや境界明確化等)の整備促進を、改正条例を推進力としつつ個別施策を進めていかれることを祈念しております。</p>	御意見を参考とさせていただき、具体的な施策について、しっかりと検討を進めてまいります。
6	その他		<p>「SGEC森林認証」に対する認識が非常に低いように感じます。</p> <p>金勝生産森林組合では、SGEC森林認証について、県下でもいち早く認証を頂き、毎年の審査にも合格し、また、新国立競技場の軒庇材として、県下唯一採用されるという実績をも上げており、そのような取組において、SGEC材の認知が低いことは非常に残念であります。ややもすると「びわ湖材」と混同されかねない実態であります。</p> <p>つきましては、是非、公共事業の発注仕様書にSGEC認証材の使用を特記していただければ幸いです。このことが、環境配慮、持続可能な森林づくりにつながることを確信いたしております。</p>	<p>条例第10条第1項において、県は森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を推進するための必要な措置を講ずるとしており、森林認証については、これまでも普及啓発や取得の支援等を行ってきたところであります。</p> <p>御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

注 箇所欄の条項(第10、(2) など)は、改正後の条項番号を表しています。

備考欄に「※」が付されているものは、追加または改正を行おうとする条項に係る意見です。

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、平成16年に琵琶湖森林づくり条例を制定し、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、必要な事業を推進してきましたが、利用期を迎えた森林資源の活用、近年頻発する気象災害に対応した森林整備、地域資源の有効活用による農山村の活性化、県産材の一層の利用促進など新たな課題も生じていることから、これらの課題に適切に対応するため、琵琶湖森林づくり条例(平成16年滋賀県条例第2号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 前文について、所要の整理を行うこととします。(前文関係)

(2) 基本理念に、森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならないことを追加することとします。(第3条関係)

(3) 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次に掲げる措置を講ずることとします。(第10条関係)

ア 県は、継続的な森林資源の利用のためには森林が適切に更新されることが重要であることから、適時に、かつ適切な方法で、伐採ならびに伐採後の造林および保育が行われるよう必要な措置を講ずることとします。

イ 県は、風水害等による倒木の発生が県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、倒木による被害を防止し、または軽減することができるよう必要な措置を講ずることとします。

(4) 県は、流域における森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、県、市町、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備に努めることとします。(第15条関係)

(5) 県は、森林と人との継続的な関わりにおいて重要な役割を有する農山村の活性化を図るため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずることとします。(第17条関係)

(6) 県産材の利用の促進(第18条関係)

ア 県は、自ら率先して県産材の利用に努めることとします。また、県は、県産材の生産、加工および流通の合理化に加え、これらの高度化の促進のために必要な措置を講ずることとします。

イ 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育(木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材

の利用に関する啓発活動をいう。)を推進することとします。

ウ 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこととします。

(7) その他

ア この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

琵琶湖森林づくり条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。</p> <p>これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。</p> <p>そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水をめぐっているのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。</p> <p>まさに、滋賀の森林は、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。</p> <p>我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。</p> <p>今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに</p>	<p>滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。</p> <p>これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。</p> <p>そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水を<u>育</u>んでいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林とからの恵みである。</p> <p>まさに、滋賀の森林は、<u>森、川、里、湖のつながり</u>において一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。</p> <p>我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、<u>県土の保全や地球温暖化の防止</u>などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。</p> <p>今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、<u>持続可能な社会の構築に寄与する</u>森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。</p> <p>(目的) 第1条 (省略)</p>

関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国および市町を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。

5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

(定義)

第2条 (省略)

(基本理念)

第3条 (省略)

2 (省略)

3 (省略)

4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。

5 (省略)

6 (省略)

(県の責務)

第4条 (省略)

2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図るものとする。

3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林づくりに努めなければならない。

2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林づくりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを楽しんでいることを深く認識し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会

(森林所有者の責務)

第5条 (省略)

(森林組合の責務)

第6条 (省略)

(県民の責務)

第7条 (省略)

(事業者の責務)

第8条 (省略)

(基本計画)

第9条 (省略)

の意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次項から第5項までに定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県内の森林整備の現状に鑑み、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。

3 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 県は、鳥獣（鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。）による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）に定めるもののほか、必要な措置を講ずるものとする。

(樹齢が特に高い樹木のある森林の保全)

第11条 県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(水源のかん養機能の維持および増進)

第12条 県は、森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次項から第7項までに定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 (省略)

3 県は、継続的な森林資源の利用のためには森林が適切に更新されることが重要であることから、適時に、かつ適切な方法で、伐採ならびに伐採後の造林および保育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、風水害等による倒木の発生が県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、倒木による被害を防止し、または軽減することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 (省略)

6 (省略)

7 (省略)

(樹齢が特に高い樹木のある森林の保全)

第11条 (省略)

(水源のかん養機能の維持および増進)

第12条 (省略)

な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源のかん養機能の維持および増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(県民の主体的な参画の促進等)

第13条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶湖等の下流域の人々の協力を得るため、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能についてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づくりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(里山の保全の推進)

第14条 県は、集落周辺にあって、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、またはかつてなされていた森林(以下「里山」という。)の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るため、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第15条 県は、流域を単位とした森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について、県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第16条 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と関心を深め、森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間を設ける。

2 びわ湖水源のもりの日は10月1日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。

3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県民の主体的な参画の促進等)

第13条 (省略)

(里山の保全の推進)

第14条 (省略)

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第15条 県は、流域における森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、県、市町、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備に努めるものとする。

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第16条 (省略)

2 (省略)

3 (省略)

(農山村の活性化)

第17条 県は、森林と人との継続的な関わりにおいて重要な役割を有する農山村の活性化を図るため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の

(県産材の利用の促進)

第17条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

第18条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を促進するため、森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(森林所有者の意欲の高揚等)

第19条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(森林組合の活性化)

第20条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たすこととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のための取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(森林環境学習の促進)

第21条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県産材の利用の促進)

第18条 県は、自ら率先して県産材の利用に努めるとともに、その利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化および高度化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育(木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材の利用に関する啓発活動をいう。)を推進するものとする。

4 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

第19条 (省略)

(森林所有者の意欲の高揚等)

第20条 (省略)

2 (省略)

(森林組合の活性化)

第21条 (省略)

(森林環境学習の促進)

第22条 (省略)

(財政上の措置)
第22条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(森林づくりの状況等の公表)
第23条 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。
(規則への委任)
第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
付 則
この条例は、平成16年4月1日から施行する。
付 則 (平成16年条例第38号抄)
1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)
付 則 (平成27年条例第28号)
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(財政上の措置)
第23条 (省略)
(森林づくりの状況等の公表)
第24条 (省略)
(規則への委任)
第25条 (省略)
(以下省略)

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱の概要

資料

前文

- すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し制定。**【追加】森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた** **【追加】地球温暖化の防止** **【追加】持続可能な社会の構築に寄与**

目的

(第1条)

- 森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本理念

(第3条)

- 多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくり
- 県民の主体的な参画による森林づくり
- 森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担と協働による森林づくり
- **【追加】農山村の活性化のための取組と一体的に推進する森林づくり**
- 県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり
- 森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

責務等

(第4条～第8条)

- 県
 - ① 基本的かつ総合的な施策の策定・実施
 - ② 市町・国との連携
 - ③ 琵琶湖下流域の人々の協力を得られるよう努力
- 森林所有者
 - ① 所有森林の多面的機能が発揮されるような森林づくり
 - ② 県が行う施策への協力
- 森林組合
 - ① 森林づくりと森林資源の有効な利用促進への積極的取組み
 - ② 県が行う施策への協力
- 県民
 - ① 森林づくりに関する活動への積極的参加
 - ② 県が行う施策への協力
- 事業者
 - ① 森林の多面的機能の確保への配慮
 - ② 県が行う施策への協力

森林づくりに関する基本的施策

① 基本計画の策定 (第9条)

- 基本計画
 - ・ 森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画の策定

② 環境に配慮した森林づくりの推進 (第10条～第12条)

- 環境に配慮した森林施業等の推進
 - ・ 環境に配慮した森林施業を計画的に推進
 - ・ 総合的かつ計画的な間伐対策の推進
 - ・ **【追加】森林の適切な更新のための必要な措置**
 - ・ **【追加】倒木による被害を防止し、または軽減するための必要な措置**
 - ・ 森林の境界明確化のための必要な措置
 - ・ 共同施業等による適切な森林の施業を行うための措置
 - ・ 鳥獣対策の推進
- 樹齢が特に高い樹木のある森林の保全
- 水源のかん養機能の維持・増進

③ 県民の協働による森林づくりの推進 (第13条～第17条)

- 県民の主体的な参画の促進等
 - ・ 情報提供による森林の多面的機能に対する理解の促進、森林づくりに関する活動に対する支援
- 里山の保全の推進
 - ・ 所有者および里山を整備・利用する県民等との協働による里山保全活動に対する支援
- 流域における森林づくりに関する組織の整備の促進
 - ・ **【改正】森林づくりを適切に推進するための県や市町等で構成される組織の整備**
- びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間
 - ・ 県民等の森林づくりへの関心を深め、参加の促進
 - ・ びわ湖水源のもりの日(10/1)および、びわ湖水源のもりづくり月間(10月)の設定
 - ・ もりの日等におけるふさわしい事業の実施
- **【追加】農山村の活性化**
 - ・ **地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進等の推進**

⑥ 財政上の措置等 (第23条～第25条)

④ 森林資源の循環利用の促進

- 県産材の利用の促進 (第18条,第19条)
 - ・ **【改正】県は自ら率先して県産材の利用に努め、県産材に対する情報提供、知識の普及、住宅、公共建築物等への利用を推進**
 - ・ **【改正】県産材の生産、加工・流通の合理化および高度化等、適切な供給の確保**
 - ・ **【追加】県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育を推進**
 - ・ **【追加】市町が実施する県産材利用の促進施策への支援**
- 森林資源の有効な利用の促進
 - ・ 有効な利用に関する調査研究、技術開発に対する支援等

⑤ 次代の森林を支える人づくりの推進 (第20条～第22条)

- 森林所有者の意欲の高揚等
 - ・ 情報提供、技術指導等
 - ・ 林業労働力の確保
- 森林組合の活性化
 - ・ 組織体制充実、人材育成その他の取組み支援
- 森林環境学習の促進
 - ・ 森林体験活動の場の提供、情報提供